

## 令和3年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年4月6日（火）
- 2 招集通知日 令和3年4月6日（火）
- 3 招集日時 令和3年4月16日（金）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名（小枝宏嗣委員）

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 4名（村上節夫委員、安田 彰委員、渡邊久記委員、岡部重雄委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 14 号 農用地利用集積計画について

議案第 15 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 19 号 令和 2 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について

議案第 20 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並び  
に令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 12 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理に  
ついて

報告第 13 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条

の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 18 番 深谷寅一 農業委員と 19 番 秋山吉治 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 5 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 3 年 4 月 1 9 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第4回総会

令和3年4月16日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第14号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第33号から第44号までについて、質問等  
ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は  
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第14号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい  
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異  
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する  
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 16 号について大越農業委員よろしくをお願いいたします。

大越農業委員 受理番号第 16 号について説明いたします。

4 月 11 日、安田委員と譲受人宅を訪問し現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人の親同士間で、50 年以上前に売買契約を結びましたが、その時に所有権移転登記をしていなかったことが最近判明しました。

親同士が健全なうちに所有権移転登記をするため、話しあいにより無償贈与による今回の申請となりました。双方が了解しており、許可上特に問題ないと思いますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 受理番号第 17 号について、渡邊推進委員よろしくをお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 17 号について説明いたします。

4 月 9 日に矢吹委員と譲受人宅を訪問し、譲受人の実父と面談を行いました。譲渡人と譲受人は、いところ同士であり、譲受人は申請地に隣接する土地を所有し、10 年前から申請地を耕作してきたことから、農地の集約を目的に今回の所有権移転の申請となりました。今回の申請は、両者の話し合いで同意したものであり、価格も相場を意識していることから、許可上特に問題ないと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 17 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号について、相楽推進委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

4 月 12 日に安藤委員と現地確認調査を行いました。

申請地は、申請者の牛舎の隣に位置し、牛舎を建築するため申請されたものです。申請者は畜産農家として、親牛 15 頭をはじめ、子牛等の生育のため日々作業しており、今後、親牛を 25 頭から 30 頭に増やして出生率を高め、経営の安定化を図るために牛舎の増築を考えていたところ、令和元年 8 月に、建築業を営む親類が鉄パイプを利用して建築してしまいました。申請者は、牛舎の一部が農地に建築されていたため、農地法上、許可を得た上での建築が必要だったことを知り十分反省しています。

法律に無知であったこととはいえ、今後、このようなことが無いよう十分注意したいとのことです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可

申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 10 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。  
関根推進委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

譲受人は譲渡人の長男であり、三世代が同居し子供の成長に伴い手狭になってきたことから自己住宅を建築する必要性が生じたため申請されたものです。申請内容は農地の集団性を阻害するものではなく、排水については、建物及び敷地の雨水が合併処理浄化槽を經由して流出するために特に問題はなく、土砂の流出を防止するためには、土止めを適切に行うため、付近の農地に与える影響はないものと考えられます。許可上特に問題ないと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 11 号について、影山推進委員よろしくお願いいたします。  
影山推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

4 月 12 日に古川農業委員と聞き取り及び現地確認を行いました。  
譲受人が所有する建物が申請地と隣接する土地にあり、十数年前に借家として使用する際に、以前は汲取り式トイレだった所を浄化槽処理に変更しなければならなくなりました。その建物は敷地いっぱい建てられていて、浄化槽を設置するスペースが無く、やむを得ず、隣接地を使用して浄化槽を設置しました。

実は、この隣接地が譲渡人の土地で今回の申請地であります。申請地と隣接地の境界があいまいで、誤って浄化槽を設置したようです。本来であれば、この時に農地転用の許可を得る必要がありましたが、許可を得ず作業を行ったため、3 月 23 日に顛末書が提出されています。現地を確認したところ周辺農地に与える影響は無く許可上特に問題な

いと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第 12 号と第 14 号から第 17 号について、大河原推進委員よろしくお願ひいたします。

大河原推進委員 受理番号第 12 号について説明いたします。

4 月 7 日に桑名農業委員、深谷農業委員と現地調査を行いました。譲受人は譲渡人と同居している孫であり、2 月に発生した福島県沖地震で自宅がかなり被災したため、その自宅の後ろの畑に住宅を新築する計画です。譲渡人は高齢のため、孫である譲受人名義で一刻も早く住宅を建築したいというのが両者の意向です。申請地は、第 3 種農地の住宅街にある畑で、生活排水として農業集落排水が通っており、雨水については、集合柵により地下浸透を使うため、周辺農地に与える影響は無く許可上特に問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

続いて、受理番号第 14 号から第 17 号について説明いたします。

いずれも、令和元年 9 月総会の時に賃貸借として農地転用を許可した案件です。このたび、譲渡人から譲受人に対して、賃貸借から所有権移転に変更したいとの申し出があったことから、新たに農地転用許可の申請をすることとなりました。価格についてはお互いの協議のうえで設定されたとのことであり、許可上特に問題ないと思われます。

なお、受理番号第 16 号と第 17 号については、転用計画面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、許可となった場合、今月開催予定の福島県農業会議常設審議委員会の意見聴取案件となることを申し添えます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 受理番号第 13 号について、塩田推進委員よろしくお願ひいたします。

塩田推進委員 受理番号第 13 号について説明いたします。

4 月 9 日に安藤農業委員、吉田農業委員と現地調査を行いました。譲受人に確認したところ、申請地は自宅から離れた場所にあり、高齢のため、かなり前から休耕し荒れた状態となっています。今後も耕作する予定がないことから、太陽光発電施設として土地を貸すことになっ



たそうです。太陽光発電施設の除草につきましては、農薬を使用せず、草刈り機を使用し、事業終了後に継続できない場合は、速やかに原状回復するとのことでした。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

続いて、議案第 19 号「令和 2 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 19 号「令和 2 年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」原案どおり承認する農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 19 号は承認されました。

次に、議案第 20 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 20 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 20 号は承認されました。

議長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 8 件です。
- 報告第 12 号「農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 13 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 5 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

安藤農業委員 今後の要望という形になるかもしれませんが、新規就農者が新しく入った場合、人・農地プランを作成していないと助成金を受けられない状況があります。これから新たに農業に取り組む者に対して、ハードルを徐々に下げていく形に取り組む農政事業になればいいと考えています。

議長 事務局からの説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

現在、新規就農者に対する補助として、農政課は 50 万円を設定しています。

今後、要望等があれば、今年度の意見書の中に記載して、訴えていくことも一つの方法ではないかと考えていますので、皆様よろしくをお願いします

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

大河原推進委員 最近、新聞報道されている営農型発電に関する状況、緩和されようとしている内容等があれば、資料としていただきたいと考えます。

議長 事務局からの説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

営農型発電については、稲田地域で設置する動きがあります。国としては、3月下旬から4月上旬にかけて緩和の方針を出しています。しかし、3条許可だけでいいパターン、3条と5条の両方の許可が必要なパターン等の複雑な状況であり、取扱いに不明な点があるため、現在、県中地方振興局に照会している段階です。協議して精査後に整理がつけば、農地委員会、総会において示していきたいと考えていますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局からは何かございませんか。

・令和4年度農林関係税制改正の要望について

要望事項があれば、5月14日までに事務局に提出していただきたい。なお、要望がなければ連絡の必要はない。

議長 他になければ、これにて令和3年第4回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。